

第14次労働災害防止推進計画（令和5年度～令和9年度） 和気労働基準監督署版のポイント

計画のねらい

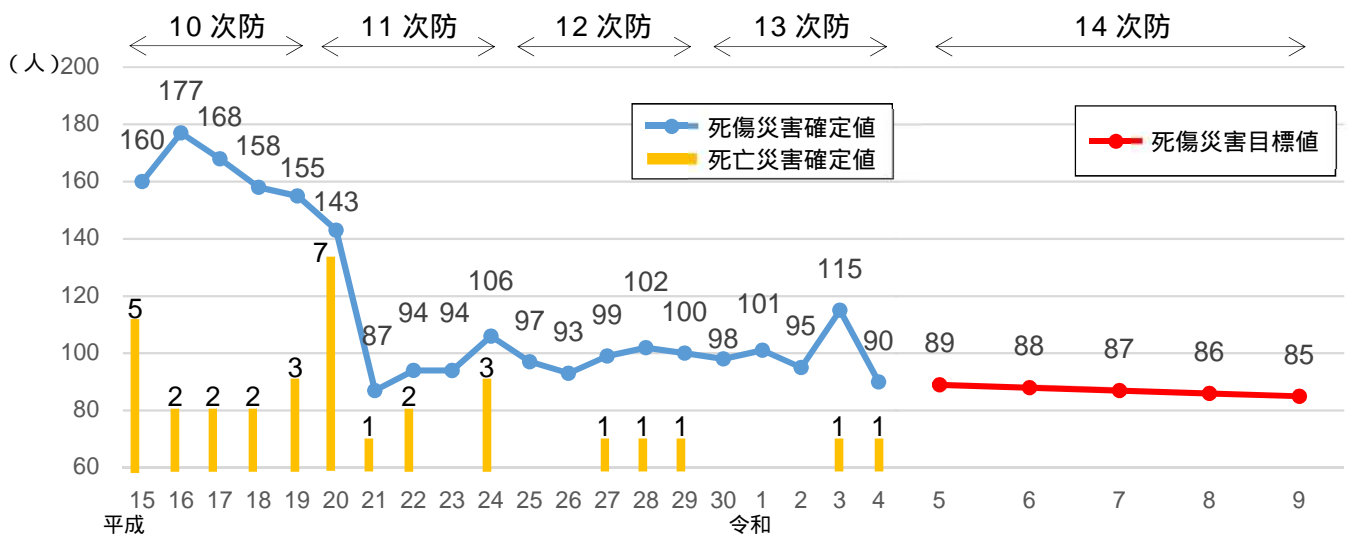
事業者や労働者だけでなく、注文者等の関係者を含め一人ひとりが安全衛生対策について自身の責任を認識し真摯に取り組む環境、並びに、労働安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成することにより、安全と健康の確保の更なる促進を図り、労働災害を少しでも減らし、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境を実現させる。

労働災害の現状

和気労働基準監督署管内の労働災害は長期的にみると大幅に減少したが、近年は増減を繰り返して、ほぼ横ばい状態。工業的業種では減少傾向にあるが、第三次産業では増加傾向。作業行動に起因する労働災害の増加が災害減少を阻む要因の一つとなっている。

計画の目標

- 死亡災害の撲滅
- 令和9年の死傷災害を令和4年と比較して5%以上減少させる



計画の重点事項

（目標達成のため和気労働基準監督署が重点的に取り組むこと）

- 死亡・重篤災害の撲滅
- 作業行動に起因する労働災害の防止
- 化学物質等による健康障害の防止

和気労働基準監督署が取り組むこと

工業的業種の労働災害は長期的に減少



はさまれ・巻き込まれ (主に製造業)

墜落・転落 (主に製造業、建設業、運輸交通業)



重点

死亡・重篤災害の撲滅

災害防止対策が講じられないまま作業が行われていたものが多い

リスクアセスメントの普及促進

リスクアセスメントは、職場の危険性又は有害性を特定し、リスク低減の優先度を決めて措置を実施するものであり、労働災害防止に極めて有効な手法であることから、普及促進を強力に進める。

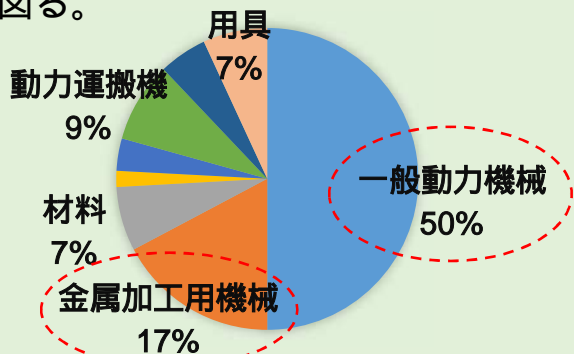
movement "natsu-zero"



東備地域独自の取組「夏ゼロ運動」の積極的活用
(平成4年以降毎年展開している夏期における労働災害防止運動)

はさまれ・巻き込まれ 災害防止対策

製造業のはさまれ・巻き込まれ災害は一般動力機械と金属加工用機械によるものが全体の約70%を占めるため、これら動力機械による安全対策の徹底を図る。



- ☑ 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づくリスクアセスメントの適切な実施
- ☑ 機能安全の推進による機械等の安全水準の向上
- ☑ 安全な作業手順の見える化と作業手順の遵守に向けた定期的な安全衛生教育の実施



厚生労働省「機能安全による機械等の安全確保」

など

墜落・転落 災害防止対策

設備の老朽化等による墜落転落危険箇所への対策や臨時作業時等における安定した作業床の確保、はしご/脚立の適正使用等の安全対策の徹底を図る。

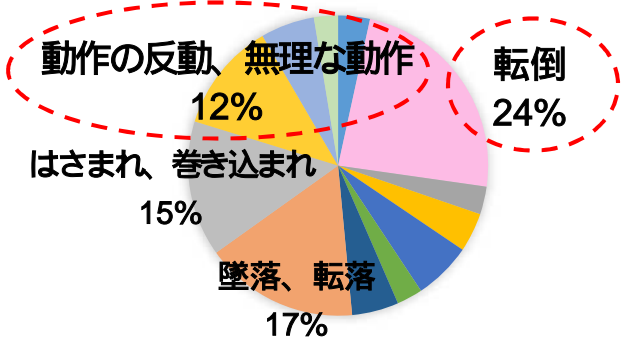
13次防期間中に解体工事中や補修工事中にスレート屋根の踏み抜きや作業床端から転落する災害が多発したことから、建設業における高所作業時の安全対策の徹底を図る。

トラック荷台等からの墜落災害防止については、当署管内で平成26年から実施しているキャンペーン「落ちないぞ! 365」に引き続き取り組む。

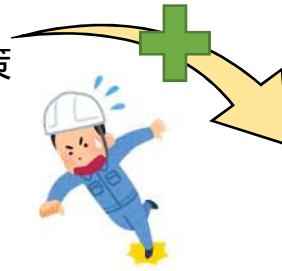


死亡・重篤災害の撲滅

作業行動に起因する労働災害の防止



従来の
4Sなどの
一般的な対策



より踏み込んだ
具体的な対策の推進

- ✓ 業種問わずあらゆる業種で発生
- ✓ 転倒災害は全産業で事故の型別ワースト
- ✓ 年齢が高くなるほど休業期間は長期化傾向

【ハード】

- ✓ 段差や凹凸の解消
- ✓ 転倒リスク箇所の「洗い出し」「見える化」
- ✓ 負担軽減の為に省力化設備の導入、介護技術「ノリフトケア」の導入・定着 など災害を発生させる環境要因の解消

【ソフト】

- ✓ 転倒・腰痛予防教育
- ✓ 労働者毎の転倒・腰痛等のリスクチェックの実施（本人への気づきも促す）
- ✓ 職場エクササイズやストレッチ等の実施 など個人的要因にも配慮した対応の促進、事業者・労働者の意識改革

高齢者を含め、

誰もが働きやすい安心・安全な職場づくりの推進

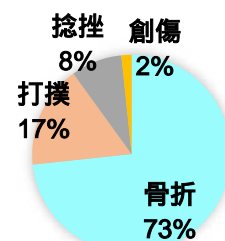
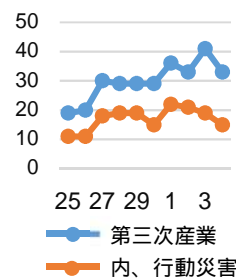
第三次産業（特に小売業、社会福祉施設）は労働災害大幅増加

➡ 半数以上の災害が作業行動に起因するもの

アプローチ1 骨折等で休業が長期化する傾向にあり、対策を講ずべきリスクである、経営問題にも直結する問題であるとの理解の促進
対策を講じていない事業場が多い

アプローチ2 雇入時教育の徹底と継続的な安全衛生教育の実施
経験年数 10年未満の労働者の被災率高

STANCE ➡ 店舗、施設での労働災害防止活動を支援



厚生労働省「転倒予防・腰痛予防の取組」



厚生労働省「高齢労働者の安全衛生対策」



中央労働災害防止協会「転びの予防 体力チェック」

➡ 関係者が協力して死傷災害の減少を目指す

化学物質等による健康障害の防止

化学物質

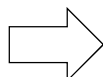
労働災害の原因となった化学物質の多くは有機溶剤中毒予防規則等の規制対象外
化学物質への理解を高め、自律的な管理を基本とする仕組みへの転換が必要

規制対象外である「危険性又は有害性等を有する化学物質」
に対する自律的管理に関する法令の改正



厚生労働省「化学物質
による労働災害防止
のための新たな規制」

個別具体的な規制

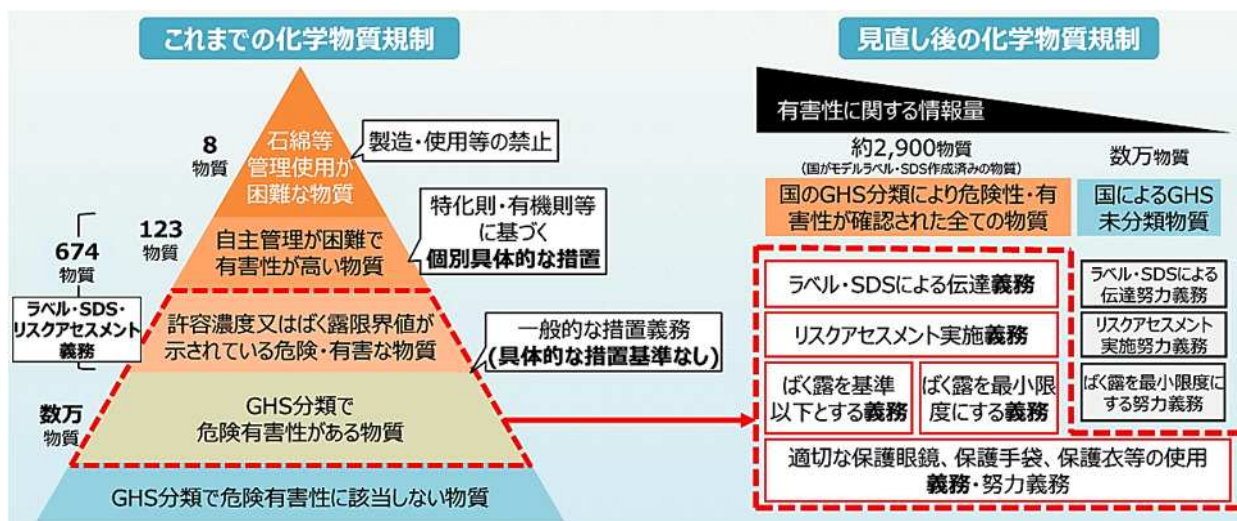


自律的管理

普及促進が重要 取扱っている化学物質を把握していない事業場も多い

新たな化学物質規制は、危険性又は有害性等が認められた化学物質について、
化学物質リスクアセスメントの結果に基づきばく露低減措置を進めることと
されている。

その制度内容や化学物質リスクアセスメント等の認識を深めることが重要で
あることから、説明会の開催や各種団体の会合等あらゆる機会を捉えて自律的
管理に関する内容を周知し、普及促進を図る。



粉じん

令和5年度から令和9年度までの5か年を推進期間とする中期計画「第10次
粉じん障害防止総合対策」に基づき、粉じん発散源に対する措置徹底、局所排気
装置の適正な稼働並びに検査及び点検の実施、呼吸用保護具の適正な選択と使用
の徹底、等の粉じん障害防止対策の推進を図る。

その他

熱中症予防に効果的な機器・用品、教育ツール等の周知、岡山産業保健総合支
援センター等を活用したメンタルヘルス対策の取組支援、「騒音障害防止のため
のガイドライン」に基づく取組の周知を図る。